

議員定数等調査特別委員会調査報告書

1 特別委員会の設置及び組織

(1) 設置年月日 平成19年12月13日(平成19年12月定例町議会)

(2) 名称 大空町議会議員定数等調査特別委員会

(3) 付託事件 議員定数等議会改革に関する調査

(4) 委員構成(委員17名)

| | |
|------|------|
| 委員長 | 厚海六郎 |
| 副委員長 | 植田泰弘 |
| 委員 | 近藤哲雄 |
| 委員 | 松田信行 |
| 委員 | 斎藤宏司 |
| 委員 | 森田暢明 |
| 委員 | 松岡克美 |
| 委員 | 坂本一光 |
| 委員 | 元木良一 |
| 委員 | 深川昇 |
| 委員 | 平田一行 |
| 委員 | 勝田鉄城 |
| 委員 | 小島一弘 |
| 委員 | 豊島義秋 |
| 委員 | 田中勝吉 |
| 委員 | 檜原達也 |
| 委員 | 森進 |

2 調査の経過

(1) 第1回(平成19年12月13日)

・正副委員長の互選について(厚海六郎委員長、植田泰弘副委員長)

(2) 第2回(平成19年12月26日)

・特別委員会の審議について

(3) 第3回(平成20年1月21日)

・議員報酬(手当)について

(4) 第4回(平成20年2月15日)

・期末手当について

(5) 第5回(平成20年3月11日)

・期末手当(役職加算15%)について

- (6) 栗山町議会報告会視察研修（平成20年3月27日）
 - ・栗山町議会報告会視察
- (7) 第6回（平成20年4月21日）
 - ・期末手当（役職加算15%）について
- (8) 平成20年第3回大空町議会臨時会（平成20年5月22日）
 - ・大空町議会議員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（期末手当の役職加算の廃止）を可決
- (9) 東神楽町議会視察研修（平成20年6月30日）
 - ・東神楽町議会の議員定数削減への取組み状況等について研修
- (10) 第7回（平成20年9月12日）
 - ・議員定数について
- (11) 第8回（平成20年11月17日）
 - ・議員定数について（町民との対話方法等）
- (12) 議員定数等に関する「町内各団体」並びに「町民懇談会」の開催
 - ・平成20年11月26日から平成21年2月1日まで（延べ11会場・176名）
- (13) 第9回（平成20年12月10日）
 - ・議員定数について
- (14) 第10回（平成21年1月20日）
 - ・町内各団体との懇談会の状況等について（中間報告）
- (15) 第11回（平成21年2月20日）
 - ・町内各団体との懇談会の状況等について（最終報告）
 - ・議員定数について
- (16) 第12回（平成21年2月25日）
 - ・議員定数について
- (17) 第13回（平成21年3月5日）〔一般公開〕
 - ・議員定数について（一般公開）
- (18) 第14回（平成21年3月12日）
 - ・大空町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）について

3 調査の結果

平成12年の地方分権一括法の施行以来、地方自治体は、従来にも増して地域の実状に即した政策や施策を形成し、自らの責任において実施することが求められており、議会の果たす役割もますます大きくなってきています。

大空町においても、町税をはじめとする自主財源の確保・充実と収支の均衡を図りつつ、町民にとって必要な行政サービスの継続的な提供に努められている中、本町を取り巻く状況は、町民要望の多様化・高度化、税・使用料などの収入の減少等により、合併後も依然として厳しさが続く財政状況、少子高齢化の進展、人口減少時代の到来など、大きく変化してきています。

町では、このような状況の変化に的確に対応し、かつ、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、行政サービスの民間委託、事務事業の簡素・効率化、町民との協働のまちづくりの推進、職員給与の削減、職員定数の適正化など、様々な行財政改革に取り組んでいるところです。

一方、近隣市町の議会においても、厳しい市町財政の状況や民意の動向を反映し、議会の活性化・改革の一環として議員定数を見直す動きが広がり、議員定数も減少してきています。

このような状況下にあつて、本町議会では、地方分権社会にふさわしいチェック機関としての機能を発揮しつつ、町民の信頼と付託に十分応え、的確に反映できる議会づくりに向けて、議員自らその定数等について調査するため、平成19年12月13日、議員定数等調査特別委員会を設置しました。本委員会は、14回にわたる委員会の開催並びに、道内先進地の行政視察などを通じて、鋭意かつ慎重に調査を重ねた結果、本町議会の議員定数等について、次のとおり結論を得ましたので報告するものです。

なお、議会改革に関する事項については、議員定数に関連する範囲において調査を行いましたので申し添えます。

記

ア 期末手当について

平成19年度人事院勧告（期末勤勉手当0.05ヵ月引上げ）の凍結

203,495円（0.34%）

平成20年度（6月・12月）支給分からの役職加算(15%)の廃止

2,362,280円（3.90%）

イ 議員定数について

平成21年3月5日開会の第13回委員会において、記名投票による採決の結果、次期改選期（平成22年4月22日任期満了）における本町議会の議員の定数を「12人」とすることに決定

20,768,250円（31.95%）

現行18人に対する「義務的経費（議員報酬・期末手当・共済組合負担金・公務災害補償等組合負担金）」との参考比較

ウ 議会改革について

議員定数等に関する「町内各団体」並びに「町民懇談会」の開催による議会に対する民意の把握（11会場・176名）

委員会審議の一般公開の取組み

議会だより及び議会ホームページへの掲載